

魚沼市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

1 計画策定の経緯

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の施行を受け、政府は、平成25年6月に、特措法第6条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を新たに作成した。また、新潟県においても、平成25年9月に、特措法第7条に基づく「新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成している。

本市では、新型インフルエンザに係る対策について、平成21年5月に、「魚沼市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しているところであるが、特措法の施行、国及び県の新たな行動計画の作成を受け、本市においても、特措法第8条の規定により、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、従来の行動計画を見直し、新たな「魚沼市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成するものである。

2 現行計画からの主な変更点等

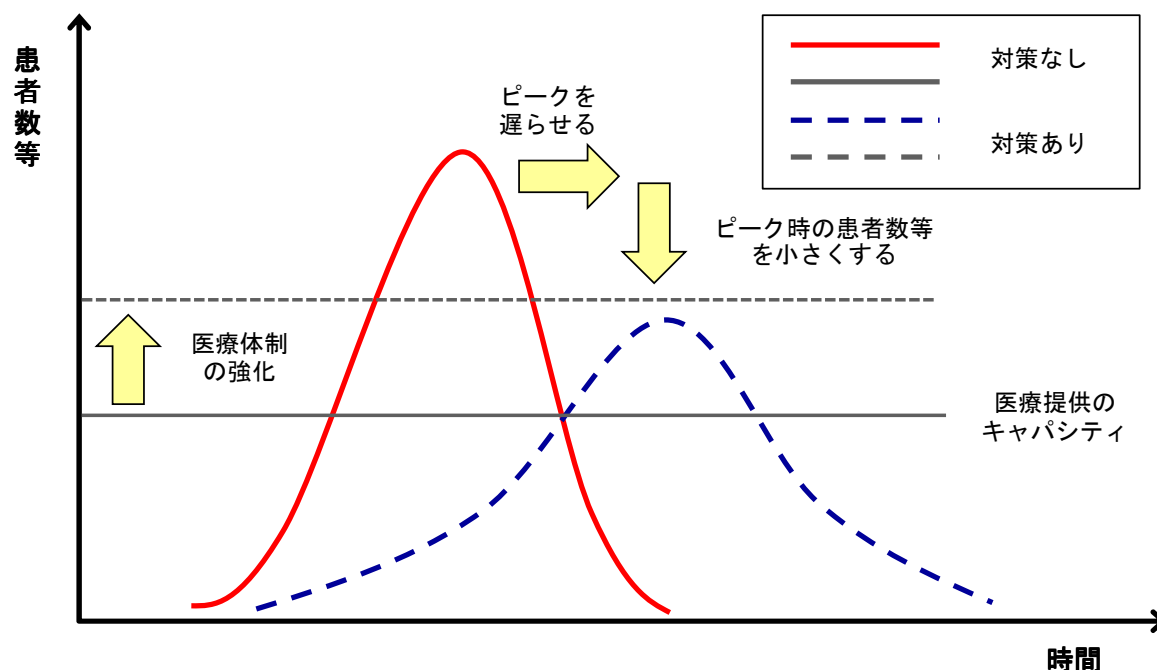
- 現行の発生段階を、県の行動計画に基づき、現行の5段階から6段階に整理した。
- 発生段階毎の主要対策を現行の5項目から7項目とした。
- 新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓（病原性・感染力の程度に応じた対策の選択・切替等）を反映した。

3 計画の概要

(1) 目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

【対策の効果 概念図】



(2) 対策の基本的な考え方

病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示し、発生前から流行が収まるまでの発生段階毎に応じた実施すべき対策を講じていくものとする。

(3) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

市行動計画を策定するに際して、政府行動計画、県行動計画等を踏まえ、科学的知見や過去に世界で大流行したデータを参考に次のように推計した。

	全国		新潟県		魚沼市	
医療機関の 受診患者数	約1,300万人～ 約2,500万人		約24万人～ 約46万人		約4,800人～ 約9,200人	
重症度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約9,700人	約3万7千人	約200人	約740人
1日あたり最大 入院患者数	約10.1万人	約39.9万人	約1,800人	約7,400人	約40人	約150人
死亡者数	約17万人	約64万人	約3,100人	約1万2千人	約70人	約240人

(4) 対策の主要7項目

2つの主たる目的を達成するため、各段階における具体的対策について7項目に分けて立案している。

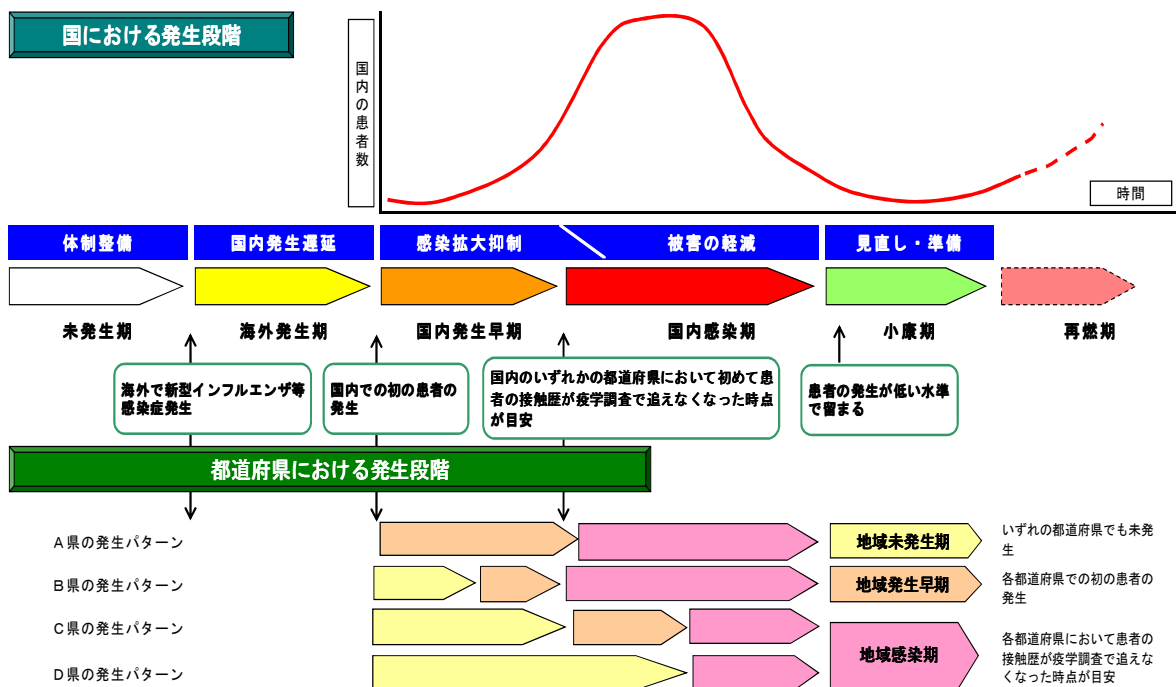
主要項目	内容
1 実施体制	発生前、発生後の市及び関係機関の体制等
2 サーベイランス・情報収集	発生状況の調査・監視、関係情報の収集、分析及び関係機関への還元等
3 情報提供・共有	情報提供手段の確保、発生時の市民への情報提供等
4 予防・まん延防止	感染拡大防止策の実施、ワクチン
5 予防接種	予防接種（特定、住民）
6 医療	医療体制の整備、発生時の医療の確保、医療関係者への要請等
7 市民生活・経済の安定の確保	生活や経済へ与える影響を最小限とするための各機関の措置等

(5) 発生段階

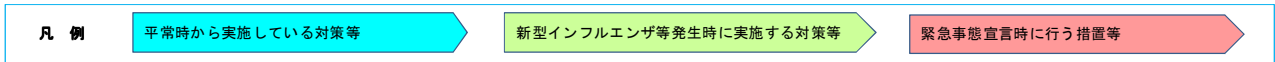
地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があるため、県の行動計画を踏まえ、発生段階を6つに分類した。

発生段階	状態	対策の目的
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制の整備を行う 県、関係機関等との連携の下、発生の早期確認に努める
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	<ul style="list-style-type: none"> 国内の状況等を注視しつつ、発生の遅延と早期発見に努める 国内・県内発生に備えた体制の整備を行う
県内未発生期	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態	<ul style="list-style-type: none"> 発生の遅延と県内発生の早期発見に努める 県内発生に備えた体制の整備を行う
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	<ul style="list-style-type: none"> 県内での感染拡大をできる限り抑える 患者に適切な医療を提供する。 感染拡大に備えた体制の整備を行う
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制を維持する 健康被害を最小限に抑える 市民生活及び経済への影響を最小限に抑える
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



魚沼市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要（発生段階毎の主な対策）



段階	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
目的	・発生に備えた体制の確認、整備 ・発生の早期確認	・国内外の状況等の注視 ・県内発生遅延と早期発見 ・県内発生に備えた体制の整備	・国内発生状況等の情報収集 ・県内発生遅延と早期発見 ・県内発生に備えた体制の整備	・県内感染拡大の抑制 ・患者に適切な医療の提供 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑える ・市民生活、経済への影響を最小限に抑える	・流行の第二波に備える ・医療体制や市民生活、経済の回復

(注)発生段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

